

歴史公文書等の内閣総理大臣への移管手続について

平成26年8月25日

内閣府大臣官房公文書管理課長

申合せ

法務省刑事局総務課長

「歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ）及び「歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ）の実施について」（平成26年8月25日内閣府大臣官房長・法務省刑事局長申合せ）を運用するため、歴史公文書等の内閣総理大臣への移管手続について、次のとおり申し合わせる。

- 1 内閣総理大臣は、独立行政法人国立公文書館の意見を聴いて、歴史公文書等の移管計画の案について法務大臣と協議し、法務大臣との合意に基づきその移管計画を決定する。
- 2 内閣総理大臣は、決定された1の移管計画に基づき、歴史公文書等の移管を受けるものとする。この場合において、実際に移管するまでの間、法務大臣は、1の移管計画に基づき移管すべき歴史公文書等について廃棄の措置を採らないものとする。